

**(7) 3月1日 オンライン (東北ブロック)**

2022年度日本財団助成事業

成年後見制度利用促進法における

中核機関の役割と実務研修 in Fukushima

# 『権利擁護支援の基本と中核機関の役割』

～第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ～

一般社団法人萩長門成年後見センター 理事長

一般社団法人萩長門成年後見支援センター 理事

萩・山口法律事務所 弁護士（山口県弁護士会）

山口正之

2023年3月1日（水）

# 自己紹介

- 1972年（昭和47年）4月 大阪府東大阪市で生まれる
- 1996年（平成8年）3月 東京大学法学部私法コース 卒業
- 2003年（平成15年）11月 司法試験2次試験 合格
- 2004年（平成16年）4月 司法研修所 入所
- 2005年（平成17年）10月 弁護士登録（山口県弁護士会）  
弁護士法人サリュウ 萩事務所 入所
- 2007年（平成19年）10月 萩・山口法律事務所 開設
- 2011年（平成23年）12月 伊藤孝司社会福祉士とともに  
一般社団法人 萩長門成年後見支援センター“てとて”  
一般社団法人 萩長門成年後見センター を設立
- 山口県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター委員会 委員長
- 中国地方弁護士会連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長
- 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター委員会 委員
- 全国権利擁護支援ネットワーク 副代表

# 成年後見制度利用促進基本計画（第一期）

## 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

### 基本計画の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

### 基本計画の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加  
を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

## 『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。（p 3）

○ 第二期基本計画では、**地域共生社会の実現という目的**に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「**権利擁護支援**」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。（p 4）

# 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

## 第二期計画における「権利擁護支援」の考え方

○地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤

○『（左手）意思決定支援等による権利行使の支援

（右手）権利侵害からの回復支援

Ex：虐待対応や財産上の不当取引への対応など

を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動 』

○中でも、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段である



## 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 (P 3～)

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る<sup>7</sup>という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。中でも権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

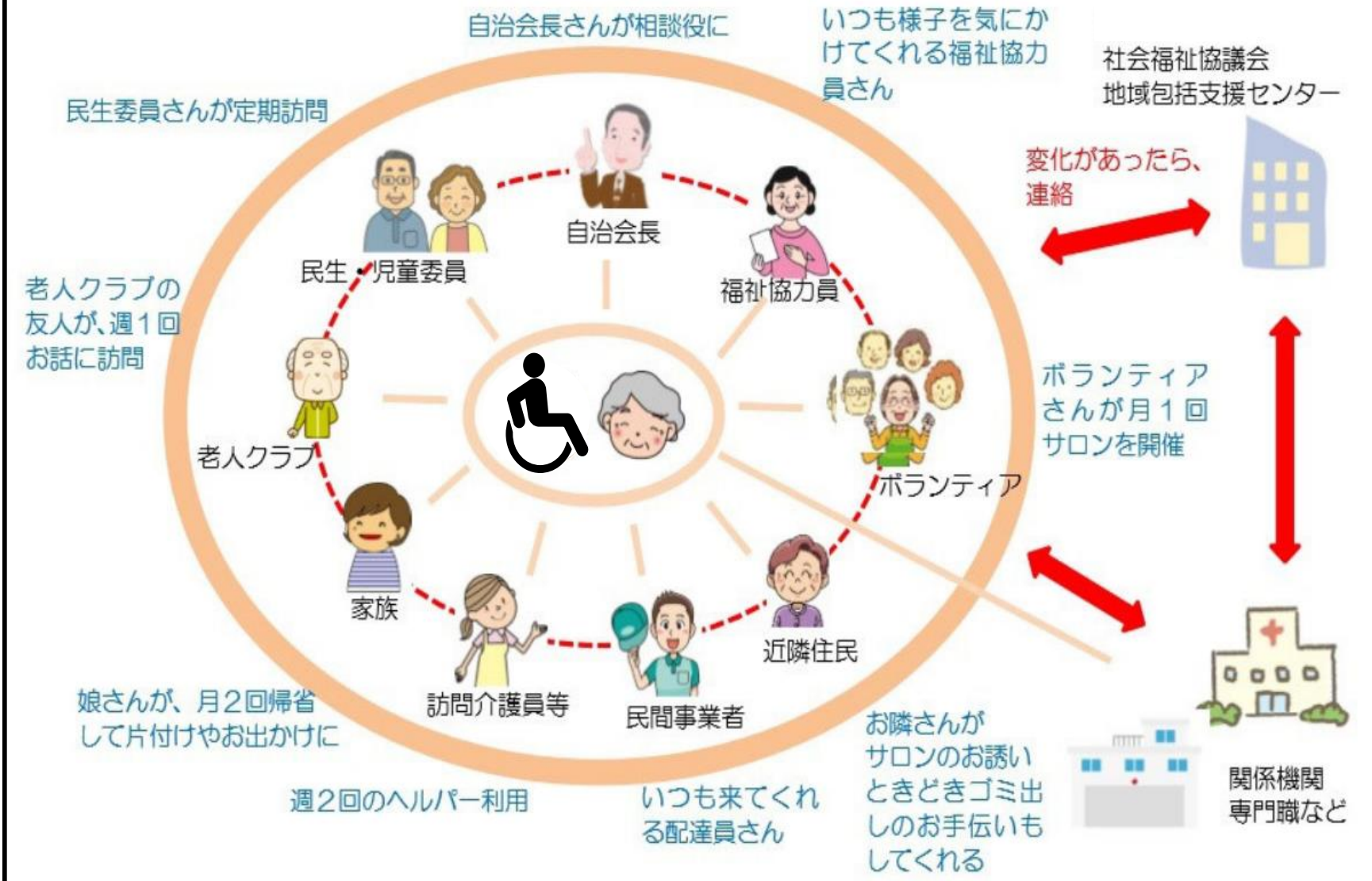
(※7 障害者権利条約第19条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定している。)

## 第二期計画における成年後見制度利用促進 の考え方

成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならぬ。(p 3)

⇒利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。

# 例えばこんな♥見守りネットワーク



## 「権利擁護」と「権利擁護支援」

権利擁護は、セルフアドボカシーを意味すると位置づけ、セルフアドボカシーが困難な人を支援することを「権利擁護支援」と呼んでいる。

(『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』 ミネルヴァ書房)

※セルフアドボカシー・・・自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできることであり、生活上の困難が生じた場合に当事者から自らの利益や欲求、意思を主張して改善すること

# 「権利擁護支援」と「権利擁護支援」

権利擁護とは・・・

なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱い）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たち（場合によっては動物の生命・生活や自然環境の改善）を支援する活動 【佐藤彰一先生】

→代弁活動（本人に代わってモノを言うことを含めて、本人以外の方が本人について主張すること）



本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を整える、本人の意向をとことん追求する（本人のことは、やはり本人が一番の理解者）



「意思決定支援」が権利擁護の中心に位置づけられる

（『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』 ミネルヴァ書房）

# 意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- ◆ 「この人は判断能力が不十分であるので、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」

能力不存在推定

# 意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- ◆ 「どんなに重い認知症の人であっても、重い障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

## 能力存在推定

これまでは、原則、「ない」と「推測」していた（能力不存在推定）



これからは、原則、「ある」と推測する方向へ転換（能力存在推定）

「パラダイムの転換」

# 「意思決定支援」とは

(意思決定支援とは)

Supported Decision-Making 支援を受けて意思決定すること

(意思決定支援の実践・チームによる話合い)

①本人が意思決定の主体

※決める必要がないことを、強制して決めさせようとするしない

②支援を行う前提としての環境整備

③チームでの支援

④適切な情報等の提供が必要

→チームで情報を共有し、共同して考える



## 「意思決定支援」とは（話し合いの進め方）

- ・話し合いの目的を共有：本人の話が聞けることが話し合いの最大の目的であり、本人が安心して話ができるようにチームで支援することを確認
  - ※みんなで決めるためではなく、本人の意向を確認するため集まる
- ・必要に応じて、支援者間で把握している情報を事前に交換・共有する
- ・何を話し合うために集まるのか、本人にも説明し、参加者全員が今回話し合うテーマを共有する
- ・本人の表面的な言動にとらわれすぎないように注意
- ・事実確認を丁寧に行う（本人の言動から真意を探求する）
- ・初めから結論ありきではなく、また、支援者側の都合の良い方針に誘導しないようお互いにけん制し合う関わりが重要

## 「意思決定支援」とは（チームによる支援）

完全に中立で客観的はありえない

- ・ 他者の意思に関わる以上、どうしても支援者の価値観やこれまでの成育歴等が投影される
- ・ 支援者が本人に提供する情報や見通し、選択肢等にも、支援者の価値観や成育歴等が投影される
- ・ 道徳的な問題や、身体生命への危険、あるいは経済的な問題などへの勘案が典型例

# 「意思決定支援」とは（混ぜるな危険）

## ・ 支援者の懸念と本人の気持ちが混ざる

たとえば、自宅での生活を支援するに際して、支援者が自宅生活でのリスクを抽出するのは当然としても、支援者の懸念を本人の不安であるかのように話をしているとしたら**危険**

## ・ 「体調」や「感情」が混ざる

支援者が本人に対して、見通しや情報等を伝達する際に、体調や感情に振り回されて話をしているとしたら**危険**

⇒他人の意思決定に関与するということは、避けがたく自分の価値観や成育歴等が投影される（混ざる）

⇒「1対1」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

## 「意思決定支援」とは（話し合い後のチェック）

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきの、既存のサービスを当てはめるだけの検討に終わっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

『意思決定支援実践ハンドブック』日本社会福祉士会編 民事法研究会（2019）

## 事例で考える意思決定支援（本人のニーズを見立てる）

### ○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

⇒何ら本人の意思（思い・真意）を吟味することなく、本人の言葉どおりの内容を実現していくことが意思決定支援というわけではない

⇒本人が意思決定を行うために必要な情報を理解し、記憶し、比較検討し、表現できるように、十分な意思決定支援が行われているかを吟味

### ○仮説・見立て

⇒どんな気持ちからの行動・発言なのか

⇒どんな生活を送りたいのか、どんな生活を送ったら楽しい

### ○本人の本当のニーズ

⇒一見賢明とは思われない決定にも何らかのきっかけや原因があるはずである。丁寧に話を聞くことによって本人の本当のニーズにたどり着くことができれば、本人自身が納得して、異なる決定を行うこともあると考えられる。

## 事例で考える意思決定支援（支援の限界点）

### ○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

※本人の意思決定能力が低減している場合、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生ずる可能性が高い場合には、本人のした意思決定にしたがわないという状況も生じる

⇒ 果たして、意思決定能力が低減しているのか？

⇒ 果たして、本当に本人に対するリスクが回避できないか？

### 【意思決定支援にかかる具体的なアイデアや取組み】

- ・被害・事故にあわないように、それぞれの支援者が緩やかな見守りと声掛けを行い、情報共有と専門職との繋がりをつくる
- ・本人の意思を頭ごなしに否定するのではなく、本人が納得して選択できるような情報提供を、タイムリーに行う（可能性を広げる視点を支援者が持つ）
- ・新たな支援者がいないか、地域でかつて関わりのあった人をリストアップして支援の輪の中に参加してもらう

## (ヘルパー)

私たちがご本人の暮らしを一番型にはめてしまおうとしていたのかなと感じます。ご本人によかれと思って規則正しい生活を求めたり、そんなことダメだなどと強く出たのではないかと思います。ですが、話し合いを重ねていくうちに、ご本人さんの力や地域の力、支援者の視点の多様性を感じることができ、結果として、今、ご本人さんが地域で生き生きと暮らしていることを日々の支援の中で実感しています。

## (就労継続支援B型事業所)

チームで支援することで、色々なアイデアや意見が出てきたことや、民生委員さん、自治会長さん、近所の方など地域の支援の輪が更に広がっていったことが良かったです。私たちもありがたかったです。

## (社協の日常生活自立支援事業の支援員)

お金を管理している立場上、どうしてもお金の使い方については注文をつけてしまいがちになりますが、今回のことで、ご本人さんからは生活の豊かさについても考えさせられました。私たちも賢明でない判断をしてしまうことが当然にあるわけですから、自分が正しいと思っている価値観を一方的に押し付けてはいけないことを強く感じました。

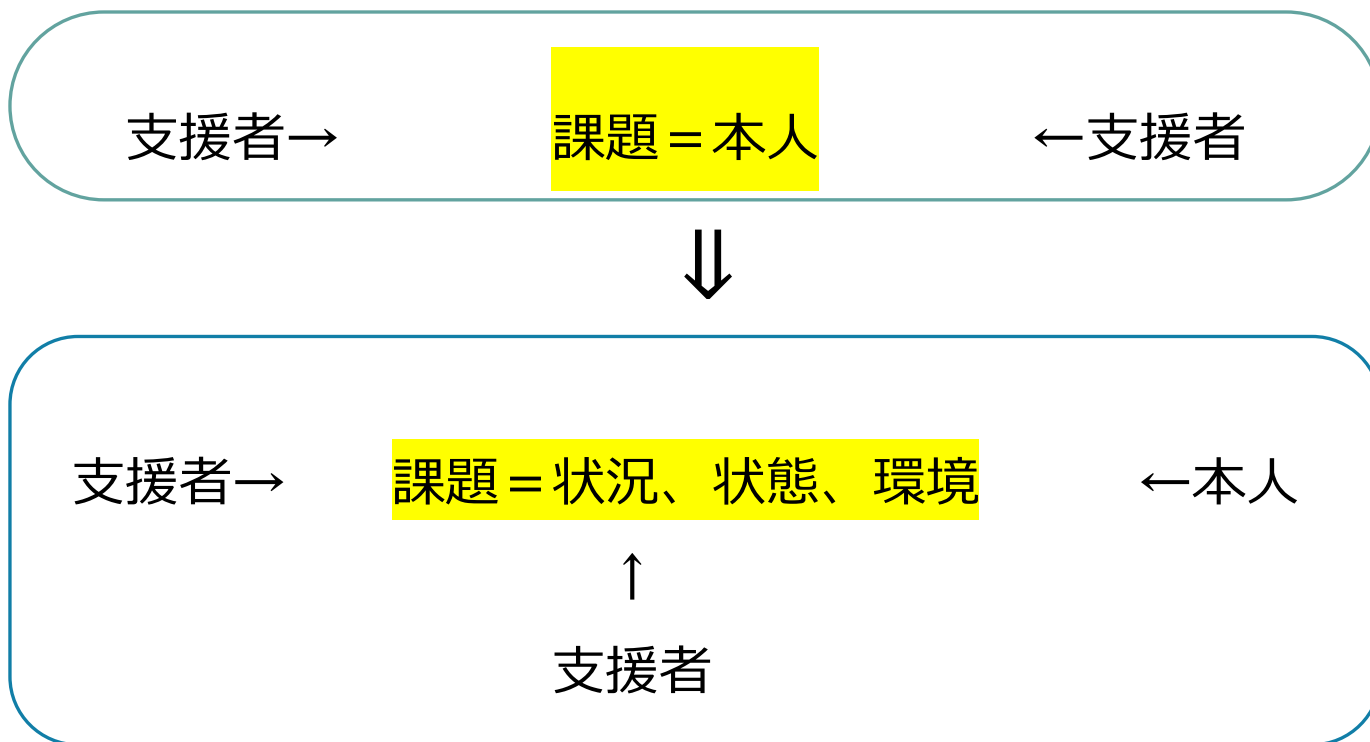
## (民生委員)

結果として、事故や事件からご本人さんを守ることができ、地域で生き生きと暮らしている姿を見るのは嬉しい限りです。関係者の視点それぞれ違っていただけ、協議をして、皆が納得をして、同じ方向で支援ができたこの経験から、私も多くのことを学びました。

# 支援者に求められる役割

## ※支援において求められるアプローチ

○本人を支援の「客体」からいったん外す





# 対人支援において今後求められるアプローチ

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

## 伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

## 地域住民の気かけ合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。



# 19条の「自立」とは？

19条の「自立」(independently) = 自己決定

★着がえや食事、仕事、経済的な自立など1人でなんでもできることではありません。

★自分がどこで誰とどのように生きていくのか、必要な支援を受けながら自分で自分のことを決めることです。

- 「自立」とは、周りにつがなる力をつけること！自分のしたいこと、お願いを伝える力をつけること。頼りになるところを増やすこと！そして自分で決めること。

(DPI日本会議 議長補佐 崔 栄繁 氏)

# 権利擁護支援の地域連携ネットワーク の基本的な考え方

－ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－

## 地域連携ネットワークの必要性

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。こうした状況は、全国どの地域においても必ず起こり得る。
- ・ 本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげる。
- ・ 権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。→権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要。
- ・ 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

## 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p><b>①「権利擁護の相談支援」機能</b></p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明</li> <li>成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ</li> </ul>	<p><b>①「制度利用の案内」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p><b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b></p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづかっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討</li> <li>適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む）</li> <li>権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）</li> </ul>	<p><b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p><b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b></p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認）</li> </ul> <p><b>&lt;チームによる支援の開始後、必要に応じて&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li> <li>チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）</li> </ul>	<p><b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</li> <li>必要に応じた指導や指示、監督処分</li> <li>権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul>

# 中核機関の役割

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(P 24)

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

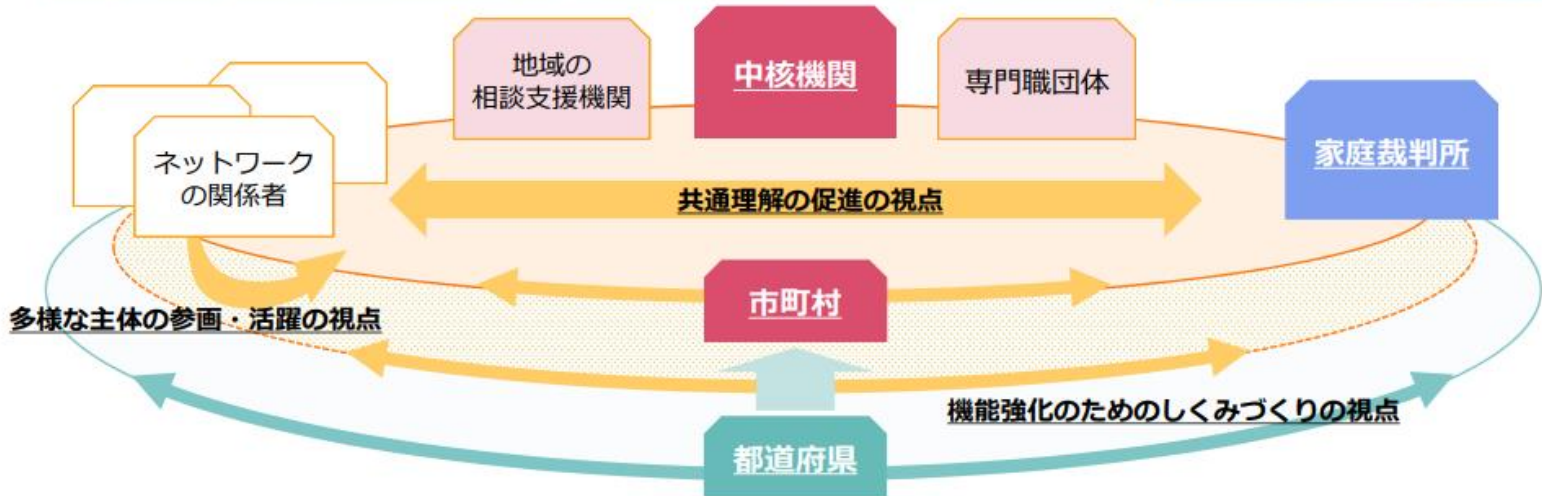
## ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



**福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能**  
 ①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

**家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**



# おわりに

## 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する

・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。(p11)

・本人のエンパワメントとして、本人が自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日ごろから自尊心や達成感が満たされる。

・本人の意思決定は、後見人等を含めた支援関係者の関与のあり方から大きな影響を受け、支援関係者自身も本人とのやり取りから影響を受け、本人のみならず支援者自身の変化も促される。

・地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を旨とするもの。



# 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

ご清聴ありがとうございました

2022年度日本財団助成事業

令和5年3月1日

# 成年後見制度利用促進法における 中核機関の役割と実務研修

In Fukushima

<実践報告 1>

会津権利擁護・成年後見センター

特定非営利活動法人あいづ安心ネット

理事

菊地恵子

# 会津ってどんなところ？

- 周囲を奥羽山脈や越後山脈などに囲まれています。盆地なので夏は暑いですが、山間部は大変涼しく避暑に最適。冬は雪を利用したイベントが多数開催されるほか、スキー場や温泉にも恵まれています。歴史的な名所や懐かしい原風景が残る、自然豊かな地域です。

只見川をはじめとする雄大な自然と、脈々と受け継がれてきた伝統が息づくエリア。忘れかけていた日本の原風景が残り、人々にぬくもりに触れながら生活ができます。

磐梯山をはじめとする山・川・湖沼に恵まれた風光明媚でアクティブに活動できるエリア。会津の東の玄関口にあたり、首都圏からのアクセスも良好です。

買い物、アクセス、通勤・通学など、利便性が高いエリア。鶴ヶ城をはじめ名所旧跡も多く、市街地から少し離れると田園風景が広がります。



## 特定非営利活動法人あいづ安心ネットとは

- ▶ あいづ安心ネットは、「認知症になっても障がいがあっても安心して暮らせる会津」を目指し、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、大学教授、病院ソーシャルワーカーなどの専門職が連携・協力し、成年後見制度についての勉強会や相談会等を通して、成年後見制度の周知啓発活動を行ってきた団体です。
- ▶ 任意団体として平成12年に発足し、令和2年4月からはNPO法人として活動しています。

## あいづ安心ネットと中核機関の受託

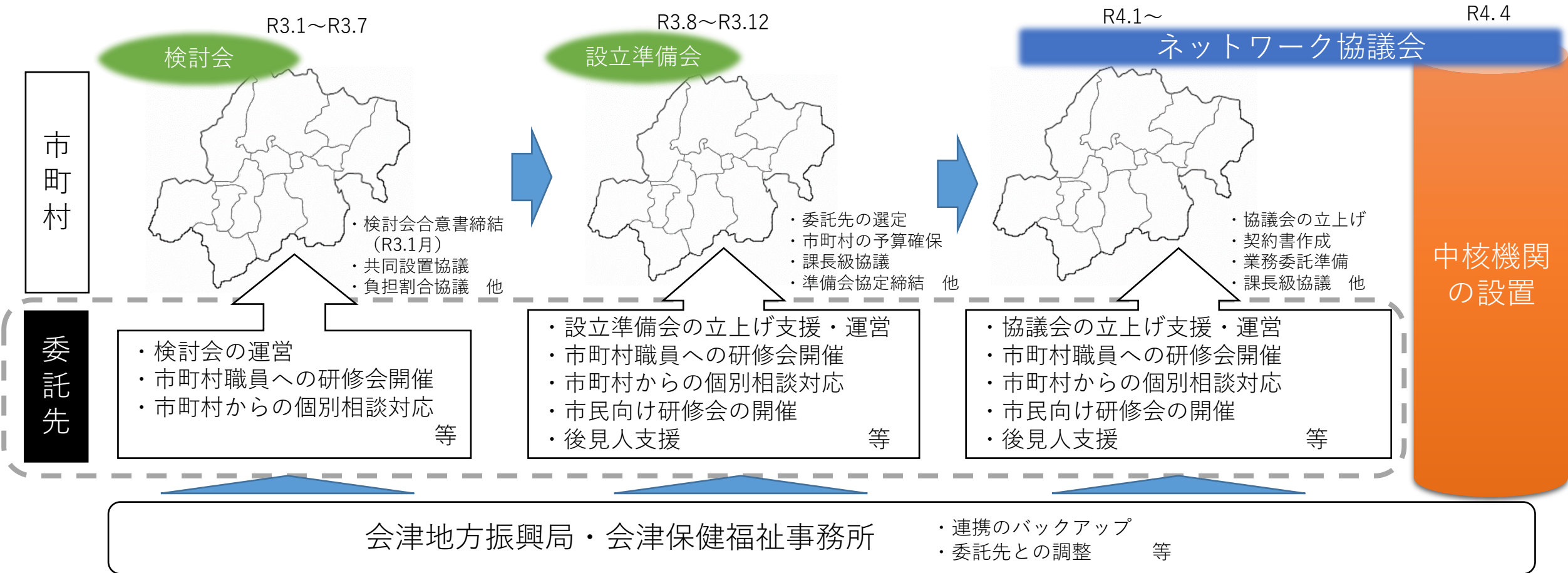
- ▶ 会津で唯一の法律・福祉の専門職集団。
- ▶ 権利擁護に関する活動を成年後見制度の開始と同時にはじめ、成年後見制度に関する知見が深い。
- ▶ 様々な専門職の多彩なネットワーク



- ▶ 内部：会津で中核機関を適正に運営できるのは、「あいづ安心ネット」のみの自負 ⇒ 任意団体から法人各取得へ
- ▶ 外部：会津保健福祉事務所が企画する圏域市町村勉強会への参加、「広域的な成年後見制度連携ネットワーク構築事業」の業務受託

# 広域的な成年後見連携ネットワーク構築事業

成年後見制度利用について、国の成年後見制度利用促進基本計画〔H29.3〕により、令和3年度末までに市町村（圏域）での設置が求められている中核機関を、都市部の資源を活用しながら圏域で設置することで、ノウハウや人的資源（専門職等）の不足する過疎・中山間地域を強力にバックアップするとともに、医療機関や施設等から要望がある会津圏域での制度利用の平準化を図る。



# あいづ安心ネットの活動

令和2年度

事業種類	内容	回数	参加者数等
成年後見制度の広報・啓発事業	法人設立記念イベント 講演会・シンポジウム 「成年後見制度の課題と中核機関の役割」	1回	42名
	市民向け講演会「後見落語と成年後見対談」	1回	60名
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	会津若松市社協での権利擁護相談会 随時相談受付	月1回	5件
		随時	5件
成年後見制度の利用促進事業	事例検討会開催	年4回	25名
法人後見人支援事業	研修会「豊かな暮らしの権利擁護セミナー」 ①成年後見制度、②法人後見、③市民後見人	3回	126名
先進地視察、各種研修への参加	盛岡広域成年後見センター視察（ZOOM）、中核機関職員基礎・応用研修（主催厚労省）参加	視察1回	理事5名
		研修2回	2名
市町村支援事業	会津保健福祉事務所から「広域的な成年後見連携ネットワーク構築事業」を受託	勉強会3回 研修会1回	延べ40名
理事会	事業運営、委託事業についての検討等	15回	

※成年後見ニーズ調査、市町村職員対象とした中核機関整備のための研修会、市町村ヒアリング等

# あいづ安心ネットの活動

令和3年度

## (1) 事業受託（会津若松市・会津保健福祉事務所）

事業種類	内容	回数	参加者数等
成年後見制度の広報・啓発事業	市民向け講演会「後見講談と成年後見対談」	1回	44名
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	会津若松市社協での権利擁護相談会 随時相談受付	月1回 随時	5件 5件
成年後見制度の利用促進事業	事例検討会開催	年4回	25名
法人後見人支援事業	研修会「法人後見啓発セミナー」 ①法人後見基礎編、②法人後見応用編	2回	52名
先進地視察	(一社)成年後見ネットワーク倉吉視察 (ZOOM)、	視察1回	理事5名、 市役所1名
市町村支援事業	会津保健福祉事務所から「広域的な成年後見 連携ネットワーク構築事業」を受託	勉強会3回 研修会1回	延べ40名

※令和4年度のセンター開所に向けた具体的な話合い（スケジュール・事業内容と仕様書・事業費等）



# あいづ安心ネットの活動

令和3年度②

(2) WAM助成事業

※令和4年度中核機関受託の前哨戦としての令和3年度の活動

事業種類	内容	回数	参加者数等
成年後見制度の広報・啓発事業	市民向け講演会「落語で学ぶ成年後見制度」	2回	83名
	支援者向け研修会「成年後見制度とは？」	2回	123名
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	巡回相談会	9回	20件
	随時相談受付	随時	5件
成年後見制度の利用促進事業	支援者との事例検討会	12回	145名
後見人支援事業	後見人支援事例検討会	7回	83名
人材育成	中核機関における実習（いわき市、福島市）	5日間	1名
	実習報告会	1回	11名
	中核機関関連研修会参加（オンライン）	8回	延べ8名

# 事業展開における留意点

- ▶ 法人内の理事・会員の協力を得ながら実施する。
- ▶ 実施においては、理事を中心とした専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会・医療ソーシャルワーカー協会等)、圏域内の市町村、市町村民生児童委員連絡協議会、会津保健福祉事務所(県)、市町村社協、家裁との連携、協力を得ながら、事業を実施することによるネットワーク形成を意識して行う。


# 活動の様子



## 地域の変化 ① 地域住民

アンケート結果から

- ・話を聞いて他人事ではないと思いました。
- ・成年後見制度の必要性についてよく理解することができた。
- ・後見人の選任、業務等の内容が良かった。
- ・とても身近に感じる内容です。できれば地域全体でも見ることができたなら、「成年後見制度」をわかってもらえると思います。本人やまわり近所、親戚は本当に悩んでいると思います。つなげる役になれたらと思います。落語は聞きやすくわかりやすかったです。

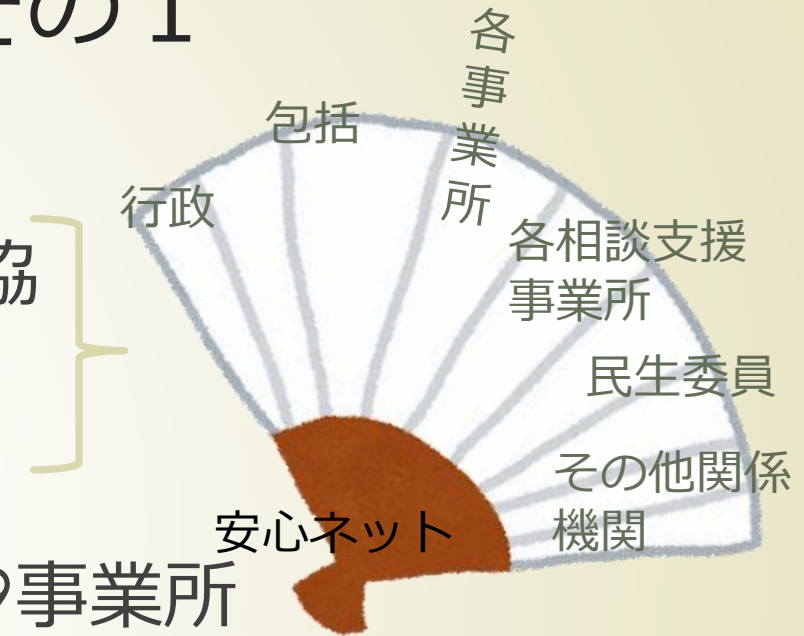


成年後見制度が、身近な問題へ対応するものであることがわかった。制度の理解、必要性等の理解が進んだ。

## 地域の变化 ② 支援者 その1

### ▶ 事業に関わった支援者

行政 11市町村、市町村社協 11社協  
地域包括支援センター 17か所  
介護保険サービス事業所（ケアマネ含む）  
相談支援事業所・基幹相談支援センター 269事業所  
障がい者福祉サービス事業所  
民生児童委員（11市町村民生児童委員・約710名）  
その他の機関（実習先・研修講師・家庭裁判所・専門職団体等）




あいつ安心ネットが要となる、成年後見制度をテーマとしたネットワークが構築された（ネットワークの質は様々）

## 地域の変化 ③ 支援者 その2

### アンケート結果から

- ・ 後見人となる方が実際にどのような支援をして頂けるのか、説明する際に役立つヒントとなりました。報酬額や申請の費用が払えない場合等についても詳細を教えて頂き理解できました。医療や福祉、自治体、関係者が協力しチーム全体で支援を進めていく事が大切と感じました。
- ・ 中核機関の役割と支援の流れ等をフロー図で説明を受け、今後の支援についてチームで行っていく事が大切で有る事が理解できました。又、後見人の権限についても理解を深める事が出来ました。今まで制度について難しいと感じていましたが、ケアマネジャーの役割をどう担っていくか、改めて支援のヒントを頂きました。

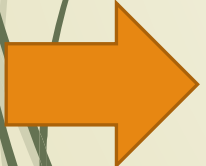


地域で判断力の低下している方々を支援する立場の人が、成年後見制度の理解を深め、自分たちの役割や具体的な連携のイメージを持つことができた。

## 地域の変化④ 支援者 その3

### アンケート結果から

- ・制度の基準が明確となり、今後様々なケースが出てきた場合判断できるようになったと思う。
- ・行政として制度に沿って進めていくことが大切だと感じました。
- ・ご本人に関係する方々を広く声掛けし、いろいろな意見を聴きご本人の意向に反映させることの重要性を再認識した。
- ・制度に関わる日々の業務でも、ケースの方向性を見出すのにこれでよいのか…と自信がないことも多いが、皆さんの意見を聞きながら判断のポイント（親族の関わり、本人の意思と類型から考える制度利用のタイミング、本人にも今後を考えてもらい不安に寄り添った制度の説明の仕方など）を学べた。

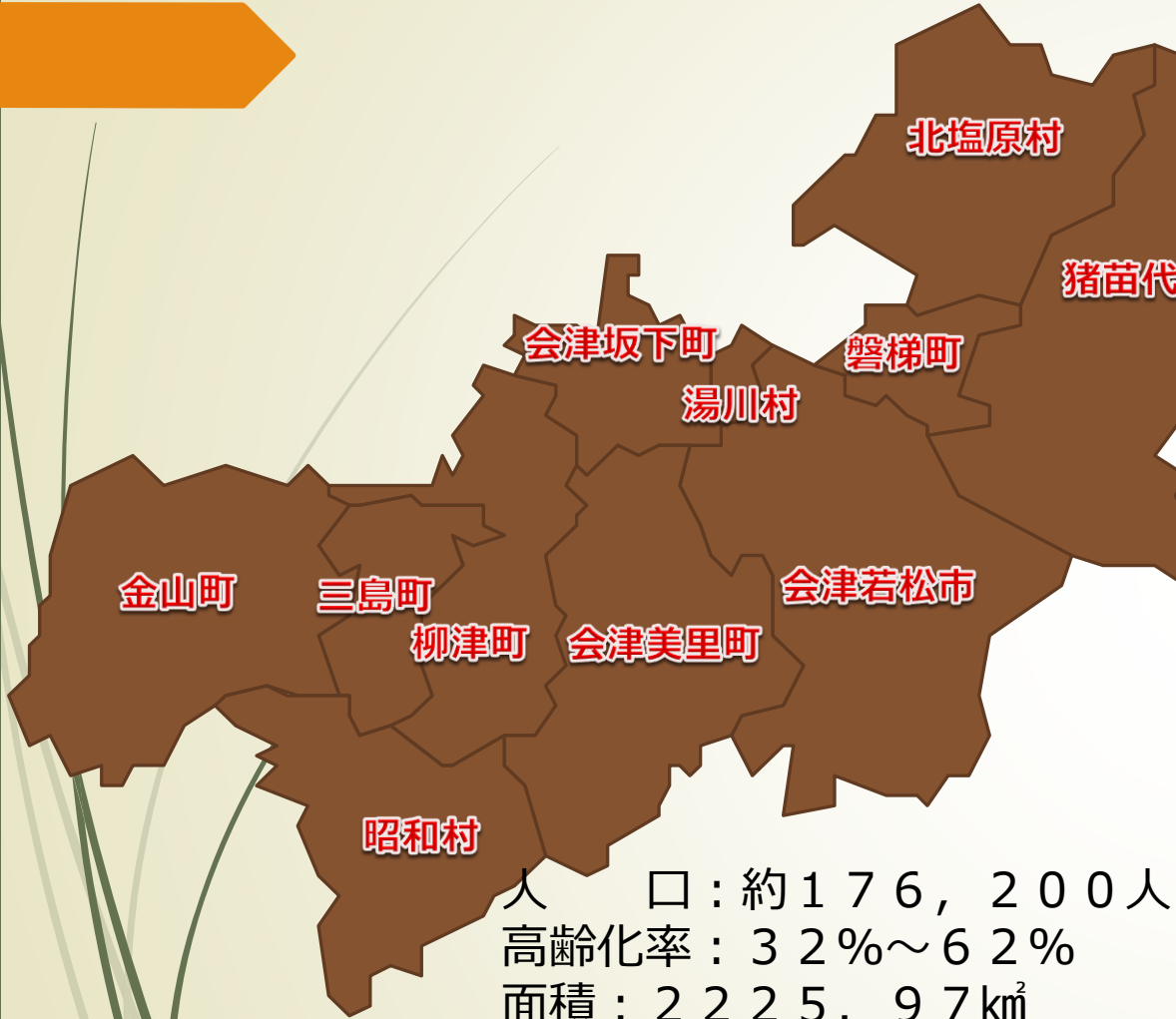


支援者が成年後見に関する支援の方法についての知識・理解を深めることができ、適切な活用や体制整備の足掛かりとなった。





# 広域連携の対象 会津圏域 11市町村



人口：約176,200人  
 高齢化率：32%～62%  
 面積：2225.97km<sup>2</sup>  
 うち森林面積 74%  
 (参考：東京都全体の面積)  
 2190.93km<sup>2</sup>

出典：「47都道府県市区町村の状況」



市町村名	人口	65歳以上人口	高齢化率
会津若松市	114,737	36,550	32.5%
北塩原村	2,366	961	40.6%
磐梯町	3,215	1,247	38.8%
猪苗代町	13,033	5,338	41.1%
会津坂下町	14,414	5,516	38.3%
湯川村	2,994	1,067	35.6%
柳津町	2,910	1,370	47.1%
三島町	1,339	741	55.3%
金山町	1,750	1,080	61.7%
昭和村	1,192	662	55.5%
会津美里町	18,245	7,531	41.6%

人口：令和4年9月1日現在

## 市町村別成年後見制度の利用者数（令和3年12月31日現在）

（出典：福島家裁）

（単位：人）

	人口 (A)	法定後見 (B)				任意後見	家裁管轄	法定後見利 用者割合	市町村長 申立
	R3.1.1		後見	保佐	補助				
福 島 県	1,830,092	2,471	1,910	456	105	22	福島家裁	0.135%	774
会津管内	181,232	400	288	95	17	6		0.221%	158
会津若松市	117,252	295	209	74	12	6	会津若松支部	0.252%	121
北塩原村	2,541	4	3		1		会津若松支部	0.157%	4
磐梯町	3,330	6	4	1	1		会津若松支部	0.180%	2
猪苗代町	13,482	28	21	4	3		会津若松支部	0.208%	4
会津坂下町	15,001	26	19	7			会津若松支部	0.173%	12
湯川村	3,095	2	1	1			会津若松支部	0.065%	1
柳津町	3,064	1	1				会津若松支部	0.033%	
三島町	1,449						会津若松支部	0.000%	
金山町	1,850	1	1				会津若松支部	0.054%	
昭和村	1,244	1		1			会津若松支部	0.080%	
会津美里町	18,924	36	29	7			会津若松支部	0.190%	14
	人口 (A)	法定後見 (B)				任意後見	家裁管轄	法定後見利 用者割合	市町村長 申立
	R3.1.1		後見	保佐	補助				
福 島 県	1,830,092	2,471	1,910	456	105	22	福島家裁	0.135%	774
県北管内	465,249	533	409	99	25	7		0.115%	125
県中管内	519,044	630	480	118	32	6		0.121%	234
県南管内	138,627	185	151	29	5	0		0.133%	32
会津管内	231,649	511	371	120	20	7		0.221%	201
南会津管内	24,129	23	20	3	0	0		0.095%	5
相双管内	118,803	115	95	20	0	1		0.097%	39
いわき管内	332,625	474	384	67	23	1		0.143%	138

# 会津権利擁護・成年後見センターのイメージ図

会津広域11市町村の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の家族及び支援者  
 地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政・社協 など

市町村協議会

会津若松市・北塩原村・  
 猪苗代町・磐梯町・会津坂下町・  
 湯川村・会津美里町・柳津町  
 三島町・金山町・昭和村

委託

協働

相談

支援

会津権利擁護・  
 成年後見センター  
 (NPO法人あいづ安心ネット)

協力

支援

各専門職  
 団体

弁護士会  
 司法書士会  
 行政書士会  
 社会福祉士会  
 等

運営

管理・  
 監査

運営委員会 年〇回

11市町村の行政職員により委託事業の内容、予算  
 等を検討する

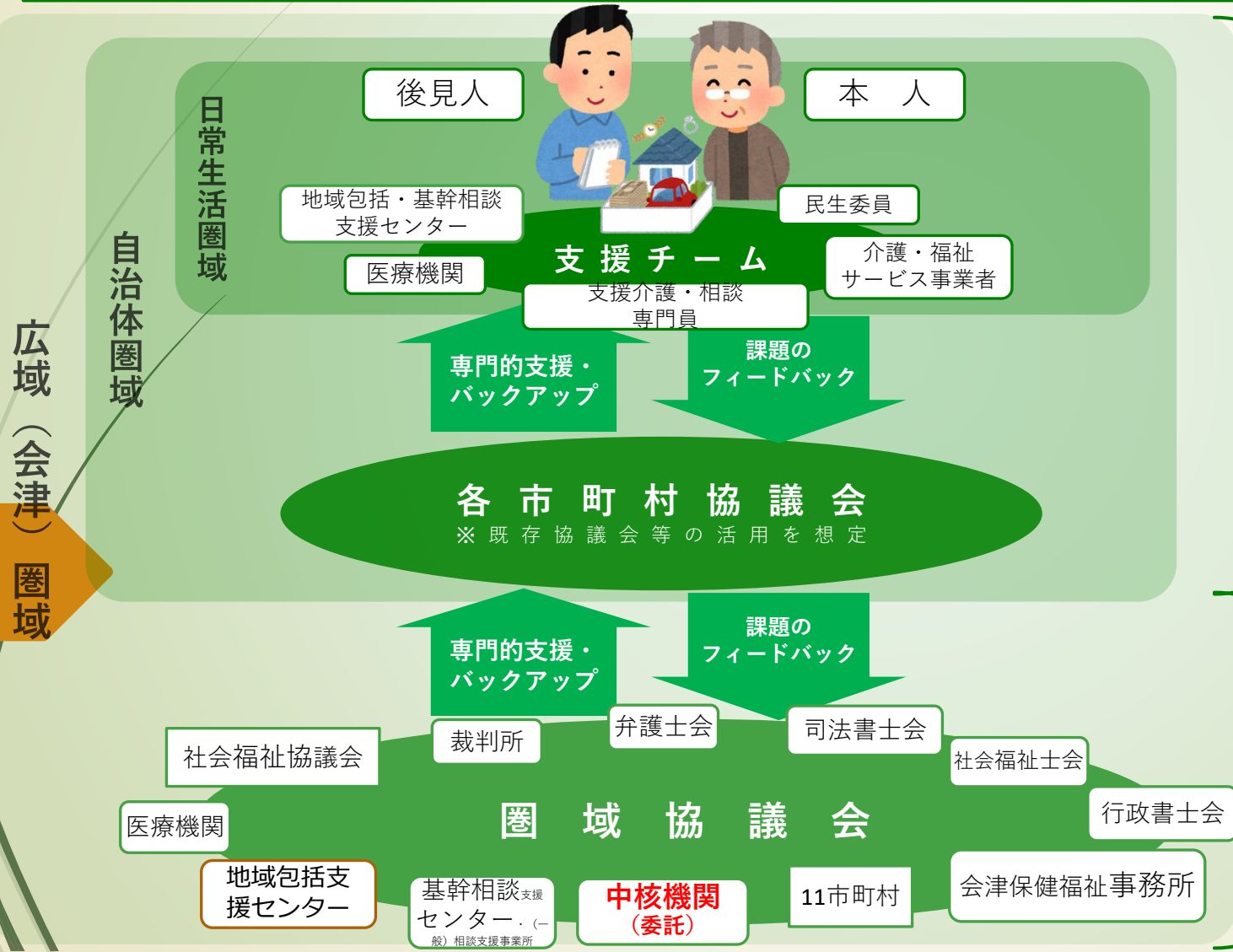
会津圏域全体協議会 年2~3回

市町村、保福、地域包括支援センター、相談支援センター、社協、  
 家裁、各専門職団体等と圏域内の権利擁護支援や成年利用促進体制  
 における課題等について共通理解を図り、推進を検討する。

# 会津地域における成年後見制度利用促進のための中核機関及び地域連携ネットワークのイメージ

## 考え方

- ① 本人に身近な日常生活圏域を基礎として、自治体・広域圏域による重層的な支援体制を構築する。
- ② 会津地域の資源を有効活用するため、中核機関の一部機能を広域で設置し、専門的な機能を持つ外部機関に運営を委託する。
- ③ 支援の中で不足する資源・専門性について、自治体・圏域協議会の機能により解決を図る。



### 【市町村の役割】

- 制度利用の一次窓口
- 支援チームの舵取り
- 首長後見の実施主体
  - ・虐待防止ネットワーク会議など、**既存会議の活用**を想定
  - ・不足する専門人材等は、中核機関の支援により賄う
- 市町村協議会の運営
  - ・市町村の実情に応じた権利擁護支援や成年後見利用促進体制整備の課題の協議・検討

### 【中核機関(委託)の役割】

- 広報・啓発
- 行政・支援者支援
- 専門的支援の実施
- 圏域協議会の運営
  - ・圏域全体の権利擁護支援、成年後見利用促進体制整備にかかる課題の協議・検討を通して市町村をバックアップする。

# あいづ安心ネットの活動

令和4年度（令和4年7月1日センター受託）

事業種類	内容	回数
成年後見制度の広報・啓発事業	市民向け講演会「講談で学ぶ成年後見制度」	1回
	やり直し講演会 同上	1回
	出前講座（成年後見制度・センター機能等）	11回
	支援者向け研修会「身寄りのない人の支援」	1回
	制度・センターパンフレット作成・配布	3種類
	その他研修等講師依頼	6回
	市民後見人養成講座報告書作成・配布（WAM助成事業）	1回
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	相談受付・対応（随時）	178件(実人数54名)
	ケア会議・ケース検討会への出席（随時）	6回
成年後見制度の利用促進事業	ブロック別事例検討会	4回
	市町村長申立て研修会「市町村長申立の実務と留意点」	1回
	あんサポ（日事）からの制度移行ケース検討	1回
	市民後見人養成講座（WAM助成事業）	7日間
後見人支援事業	後見人支援事例検討会	4回
地域連携ネットワーク構築	運営会議・運営会議準備会（事務局）	5回+α
	会津地域成年後見利用促進協議会	2回
	市町村協議会への参加	10回
その他	研修受講(国基礎研修、自治体職員セミナー他)	延べ6回

# 広報・啓発事業

会津権利擁護・成年後見センター開所記念

## 講談で楽しく学ぶ 成年後見制度

入場  
無料

時間 14:00~16:00

会場 三島町交流センター「山びこ」

令和4年

11/13日

定員 (100名)

パブリックビューイング会場 ※後日配信あり  
会津若松市/北会津支所ビカリンホール  
北塩原村/役場集会所1・2 猪苗代町/役場正庁A  
会津坂下町/町健康センター  
湯川村/役場村長ホール 柳津町/やないづふれあい館  
会津美里町/役場大会議室

第1部 14:10~14:50  
「講談で学ぶ成年後見度」

かんだ おりね

講師 神田織音さん

- 第1話 認知症の老姉妹食い物に  
～過剰工事・3年間  
数千円分～
- 第2話 経済的虐待を防ぐために  
～家族による預貯金や  
年金の使い込み～



実歴：1999年4月神田香織に入門  
2003年4月ニツ目昇進  
2011年4月真打昇進  
成年後見制度のPR講師として、  
成年後見制度の必要性を訴え、  
全国各地で講談を行っている。

第2部 15:05~16:00  
「よくわかる成年後見制度」

おおの たけお

弁護士 大野毅夫さん

主催：会津若松市 北塩原村 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村  
会津美里町 会津権利擁護・成年後見センター (NPO法人あいづ安心ネット)  
申込・問合せ先：お住いの市町村福祉担当課  
参加ご希望の方は、お住いの市町村福祉担当課までお申込みください。(申込締切り11月9日(水))

## 会津権利擁護・成年後見センター 出前講座のご案内

当センターでは、会津11市町村(会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)から中核機関の委託を受け、支援者および住民向けに出前講座を実施しております。お気軽にご相談、ご依頼ください。

※中核機関とは、地域の権利擁護支援の中核となる機関で、成年後見制度などの様々な方法を活用し、権利擁護の実現を目指す役割があります。

### 【出前講座の内容】

料金は  
無料です

- ①成年後見制度について
  - ②成年後見人の役割について
  - ③申立の手続きについて
  - ④任意後見制度について
  - ⑤中核機関の機能について
- ※その他、上記以外でもご要望があればご相談ください。  
※時間は15分~30分程度ですが、ご希望の時間に合わせて内容を組み合わせることもできます。

- 対象：会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町の医療や福祉の事業所、民生児童委員、住民等
- 開催日時：基本的には、平日の午前10時~午後4時までとなりますが、それ以外を希望される場合は、ご相談ください。
- 開催方法：会場の確保及び周知等は、依頼者側でお願いいたします。オンラインでの開催も可能です。
- 申込方法：直接お電話でのお申込みのほか、裏面を記入の上、FAX・メール・郵送でのお申込みも可能です。

申込み・問い合わせ先

会津権利擁護・成年後見センター

電話：0242-23-7258 FAX：0242-23-7259

メール：aizu-anshin-net@opal.plala.or.jp

〒965-0006 会津若松市一貫町大字鶴賀字下柳原88番地の4

当センターが相談以外に行っていること

### 広報啓発

- 成年後見制度や成年後見制度の相談先などを広く知っていただくためにチラシやパンフレットを作成、配布します。
- 住民向けの講演会や福祉職員向けの研修会等を開催します。

### 成年後見制度の利用を促進

- 制度利用が必要な人が適宜適切に利用できるよう、市町村の体制整備の支援や行政による市町村長申立等の支援を行います。
- 成年後見制度の利用が望ましい方の利用の調整や支援を行います。

### 後見人等の支援

- 親族、専門職を問わず、後見人等になった人が孤立せず被後見人の支援ができるよう、支援チーム作りや助言、調整を行います。
- ケア会議への参加や、後見人等を支援する事例検討会を開催します。

### 地域連携ネットワーク構築

- 専門職団体、保健福祉医療の関係機関、委託市町村、家庭裁判所等と協議会を開催、関係団体が住民の方々の権利擁護のために協働できる体制を作ります。

### ご相談・お問合せ

会津権利擁護・  
成年後見センター

〒965-0006  
会津若松市一貫町大字鶴賀字下柳原88番地4  
ア・マリス交流館/パ・パオ内  
TEL:0242-23-7258  
FAX:0242-23-7259  
Mail:aizu-anshin-net@opal.plala.or.jp  
URL:https://www.aizu-anshin-net.org  
開所日：月~金曜日 8:30~17:15  
休日：土・日曜日、祝日、年末年始



## 会津権利擁護・ 成年後見センター

こんなお困りごたありませんか？

- お金の管理やいろいろな手続きが一人で不安
- 認知症になった親の貯金を引き出すことができない
- 親の自分たちが亡くなった後障がいのある子どものことが心配
- 訪問販売や悪徳商法の被害にあわないか心配

委託市町村と連携しながら、高齢者や障がいのある方が安心して暮らしていけるように、成年後見制度等に関するご相談を、お手伝いさせていただきます。

当センターは、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、会津圏域11市町村(会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)の委託により、NPO法人あいづ安心ネットが運営しています。

### こんなお困りごたありませんか？

- お金のやりくりができない
- 施設やグループホームなど福祉サービスを利用したい
- 年金などの受け取り手続きが難しくなってきた
- 福祉サービスを利用したいが、一人では手続きが難しい。
- だまされたらどうしよう
- 書類の手続きがわからない
- いろいろな人が必要なものを持ってきてもらえない
- 年金などの通知が来てもらえない

### 成年後見制度を利用するとこんなことができます

- 通帳の管理や支払いなどのお手伝い・財産管理
- 福祉サービス利用や入居手続きなどのお手伝い
- 年金などの受け取り手続きに関する契約
- 公共料金、福祉サービス利用料などの支払い
- 土地・建物などの不動産の管理や契約
- 要介護認定など福祉に関する手続きの代理
- 不利益な契約の取消
- 書類など手続きのお手伝い
- 日用品以外の物品の購入や日常生活に不必要な契約の取消
- 住居費や税金の申告など行政関係の手続きの代理
- 民間の医療保険など生活に必要な手続きの代理

### 判断力が不十分な方の生活や権利を守るための 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を被ることがないよう、家庭裁判所への申し立てによりご本人を保護し、支援する人を委任する制度です。この支援してくれる人を「後見人」と呼びます。

### 成年後見人等とは

ご本人の心や身体、生活の状況全般を把握し、ご本人の思いを尊重しながら、ご本人らしい毎日を送ることができるよう日常生活の質に配慮しながら、財産管理とともに、生活全般の手配や契約を行います。

### 成年後見人等ができないこと

- 手術や延命などの医療に対する同意
- 遺言保証人、身元引き取り人になること
- 日常生活用品の買物の取消
- 結婚や離婚、遺言、養子縁組などの同意、取消、代理

# 相談件数と内容の概要（令和4年7月～令和5年1月）

	対応件数	実人数	対応時間(分)
A市	57	28	1128
B村	29	1	775
C町	0	0	0
D町	27	8	503
E町	32	8	441
F村	9	2	124
G町	0	0	0
H町	12	2	300
I町	0	0	0
J村	0	0	0
K町	6	2	67
委託外	6	5	153

相談内容 (実人数に対し・複数課題)	件数
法定後見	36
財産・金銭管理	9
生活困窮	3
虐待	6
第三者からの権利侵害	3
債務整理	2
任意後見	3
遺言・相続	8
福祉・医療サービスの利用	1
その他	2

## 市町村長申立て研修会 アンケートより抜粋

- ▶ 申立ての際の注意すべきことについて理解を深めることができた。
- ▶ 研修会の説明を聞いて、今まで疑問だった部分も解消された。
- ▶ どういう流れで進めているか、手順がおさらいできた。
- ▶ 虐待案件の場合だと、省くことができる手続きがあることなど、わかってよかった。
- ▶ どの市町村が申立てすべきか、また、報酬助成とあわせて検討する必要であることがわかった。

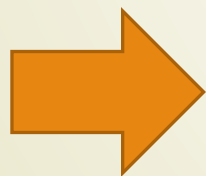
## 支援者向け研修会 アンケートより抜粋

- ▶ 意思確認ができるうちにお思いを聞いておくように出来たらと思いました。
- ▶ 具体的な事例や実際に取り組んでいる状況等を伺うことができ、一人で抱え込まずに関係機関と密接な支援を行っていけばよいことがわかったため、どんどん関係機関を巻き込みながらすすめていいんだという勇気をいただいた。
- ▶ こういった研修を受けて理解を深め、利用者の利益につなげることができると思う。
- ▶ ガイドラインを参考にしたいと思う。



## 市民後見人養成講座 (WAM助成事業) 受講者感想から抜粋

- ▶ 受講科目は自己決定を支援する意思決定やコミュニケーション、基本的な疾患の特徴についての講義も多くあり「人」との向き合う制度であることを繰り返し教えてもらった。後見人は被後見人の望む生活を実現するため苦慮する話を聞き、仕事上もっと相談、報告をしていく必要があったと反省し今後に生かしたいと思う。
- ▶ 今後地域で支えあっていくためには、本人に深く関わっていく必要があると感じていたので市民後見人を学びたいと思い受講した。市民後見人は被後見人を取り巻く関係者や関係機関との連携を図り支援していくことを知った。また、受任ケースは家裁が選任してくれるという安心感。市民後見人を支えるサポート体制の整備として中核機関（権利擁護・成年後見センター）の存在、成年後見賠償責任保険への加入も義務付けられていることなど専門的な知識以外のことも理解することができた。



○受講者、講師ともに「地域の宝」を発見  
○意欲を持ち熱心に受講された方々が、具体的に活動できるためのシステム構築が今後の課題

# 運営会議

- ▶ 令和4年度中核機関受託業務ロードマップについて
- ▶ 運営委員会開催要項（案）について
- ▶ 圏域協議会について
- ▶ 今年度の事業実施について
  - ・ 住民向け講演会、配信トラブル対応
  - ・ ブロック別事例検討会
  - ・ 市町村における関係機関との成年後見に関する協議
  - ・ 相談対応
  - ・ パンフレット、チラシ
  - ・ 市町村協議会
- ▶ 毎月のセンター業務報告
- ▶ 来年度の事業計画・予算について
  - ・ 事業内容と仕様書、
  - ・ 全体予算、
  - ・ 国庫補助金

事務局として、開催ごとに、議長、副議長自治体、保福との打ち合わせを複数回実施（内容・開催までのスケジュール・送付資料等の準備・確認）、開催案内・資料送信、出欠確認、議事録作成等

# 会津圏域成年後見利用促進協議会

**構成メンバー**：学識経験者、11市町村、会津保健福祉事務所、弁護士会会津支部、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、医師会、介護支援専門員協会、地域包括在宅介護支援センター協議会、基幹相談支援センター、医療ソーシャルワーカー協会、相談支援専門員代表、相談支援アドバイザー、市町村社協代表、家裁会津若松支部、センター、安心ネット 計 34名

## ▶ 第1回 (11月9日)

- (1) 会津権利擁護・成年後見センターについて (説明と報告)
- (2) 成年後見制度利用促進における協議会の役割について (講話)  
新潟大学法学部教授 上山 泰 氏
- (3) 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題について (意見交換)

## ▶ 第2回 (2月7日)

- (1) 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題について  
(第1回協議会での意見報告)
- (2) 市民後見人・法人後見の必要性と今後の方向性等について (講話)  
新潟大学法学部教授 上山 泰 氏
- (3) 会津地区における成年後見等の担い手の現状と課題 (意見交換・協議)

# 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題

## (第1回協議会での意見報告)

- ① **広報機能**：制度や相談窓口を広報し、周知し、困りごとの相談ができやすくする。
  - 8050問題で高齢者と障害者の家族の支援が増えてきている。将来大きな問題となることが予測される家庭もあり、進めているが中々進まない現状がある。
  - 成年後見の研修をしていきたい。
  - 住民の後見制度に関する認識度が低いと感じている。
  - 後見制度利用者は0人で課題を把握していない。町民に知ってもらうことが大切。
  - 今後、町内の住民への制度周知、改選される民生委員への周知等を進めたい。
  - 制度の理解も進めていきたい。
  - 住民への周知が十分ではない。成年後見の手続きを勧めたが、面倒なのでやらないと言い、そのために用地買収が進まないことがあった。

## 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題②

②相談機能：権利擁護支援の必要な人に気づき、相談機関へつなぐことができるようになる。相談機関が相談を受け、適切に対応できる（必要な情報を収集し、アセスメントし、支援の方針を協議するケース会議を開催する）。

- ▶ 様々なトラブルを抱えた困難ケースが多い。
- ▶ 入院してから生活課題が明らかになることが多い。今まで自宅でCMや家族が頑張ってきたが、ここが限界と露呈するのが入院だが、そこから後見を考えると時間がなく、入所ができない等の課題がある。
- ▶ 法のはざまにある人、繋げたくとも繋がられない人もおり、そのような人の支援が課題。
- ▶ 診断書作成は増えてきているが、知的・精神障害の方の権利擁護がまだまだ進んでいない。
- ▶ あんしんサポートを行っているが、親の高齢化に伴う問題が見えてきている。
- ▶ 逆8050問題に会うことが多い。虐待ケース、特に経済的虐待で搾取されていることに気がつかないケースがある。
- ▶ 高齢者が障害者の年金等から経済的搾取をしている、そのために悩んでいるケースがあった。
- ▶ 8050、困難事例が多くなり、町としてどう対応していくかが問題である。
- ▶ 案件ごとに対応の仕方や状況が違う。救急車で運ばれて初めて問題が発見されることもあり、ネットワークを活用して迅速に進めたい。
- ▶ 高齢化が高い町であり、8050問題等がますます増えてくるだろうと危惧している。地域における包括的支援を検討している。
- ▶ 人口は1800人、高齢化率60%を超える。8050で、今まで何とか生活してきた人がやっとなんとかの状況になってきた。

## 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題③

③成年後見制度利用促進機能：後見等申立手続きを適切に進めていく支援が出来る。本人にふさわしい候補者を引き合わせる事が出来る（マッチング）。候補者としての選択肢を沢山持つことができるよう担い手の育成をする。あんしんサポートから成年後見制度への移行をスムーズに行える。

- 司法書士全員で関わってほしいと考えている。
- 基礎研修、成年後見人材育成研修後にはばあとなあ福島に登録する。多くの会員は本業を持っているため多くの件数を受けられないことが課題。
- 首長申立てについて、町村ごとの温度差がある。平均的に進んでいけばよいと思う。
- 市町村では、親族がいるが後見が必要なケースについての相談に対応して欲しい。親族がいるだろうと言われてしまう。
- 市長申立を年間30件ほど申立しており、年々増加している。申立てまでの期間短縮が課題。また、スクリーニングが課題。
- 費用の問題があり、申立費用、報酬助成費用のために親族が申立てをしないケースもある。
- 費用の問題があり、どのように助成していくか、生活困窮者の人にどう支援するか、よい方向にもっていきたい。
- 初めは費用負担を本人がするはずだったが、途中から町へ求める人が出てきており、課題と感じている。
- 首長申立てを行っているが、専門的にする人がいないため、ある程度の期間がかかってしまう。必要と相談されても、本人が拒否することもある。
- 令和6年4月に法人後見を始めることで市や裁判所等と連携しながら進めていきたい。
- 法人後見を進めていくこと、市民後見人の育成を令和6年度ごろに取り掛かりたく、意見を聞いて進めていきたい。

## 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題④

④後見人等支援機能：後見人が孤立しないよう、日常的な相談や、本人の意思決定支援を適切に行えるようサポートする。身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援が出来る。本人を支えるチームが上手く機能するためのコーディネートの役割を果たすことができる

- ▶ 被後見人の入院時に、身元保証人、医療や拘束の同意を求められることが多く、理解いただけなく困ることがあった。被後見人の死後、葬儀を求められることも多く、対応に苦慮している。
- ▶ 行政の担当者が変わった場合、報告相談の際に、新任の担当者がどれだけその案件を知っているか不安になることがあり、前任者からの引継ぎをしっかりとお願いしたい。
- ▶ 後見後の情報共有や定期的な情報交換が必要と感じた。

## 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題⑤

⑤地域連携ネットワーク構築:地域の関係機関が連携・協働し、本人を支援するチーム支援がしやすい環境を地域に作っていく。

- ▶ 今後の連携をお願いしたい。
- ▶ 権利擁護は生活の基盤だがその後の生活支援をする際に、医療を含んだ福祉、地域での支援が継続するので、生活支援のチームをどう作っていくかが課題。
- ▶ 研修の対象の多くが重複しており、医療介護福祉のみでなく各市町村の重層的体制整備とも関連、事例検討等も含め、センターと一緒に共催や協力して行えると、対象者の負担も軽減され则认为。
- ▶ 相談先があり、専門的なアドバイスにより進んだことがあり、心強い。町村と同じ知識を持って連携していくことの重要さを感じた。
- ▶ 首長申立てが増えた。社協や包括、保健師が対象者とのやり取りで精神的に追い詰められていたが、相談により背中を押してもらった。
- ▶ 対象者のみでなく家族の支援、生活力のない家族の後見以外のサポートの必要性も感じている。
- ▶ 直接相談する場所や、経験、連携する場所もなかったのが大変だったが、センターができたので良かった。
- ▶ 職員の異動や職員の事務の範囲が広範囲におよび、担当者としては大変な状況である。協議会で意見交換や相談ができることは担当者としてはありがたい。
- ▶ 地域ケア会議でのセンターからの専門的アドバイスは助かっている。
- ▶ 資源のない中、センターや包括等と連携して行っていきたい。
- ▶ 今後対象となりそうな人がいるため、職員は業務を兼務しているがケース会議等には出席したい。
- ▶ 地域連携ネットワーク体制整備、機能強化に取り組みたいと考えている。裁判所は後見人の育成関係、受任調整に関する必要な情報提供、適切な後見人の選任と交代（専門職から柔軟な交代）等を考えている。



# 会津権利擁護・成年後見センターの強みと課題

## <強み>

- ▶ バックとなる法人・会員の多彩な専門職集団
- ▶ ネットワークによるチームワーク形成力
- ▶ 地域からの信頼と期待  
地元で活動してきた専門職の実践

## <課題>

- ▶ 人員体制（正職員1人、他パート）
- ▶ 機能する中核機関としての市町村との役割分担  
（丸投げにならないようにイニシアチブを取っていく）
- ▶ 受任者調整、市民後見人の活躍の場やフォローアップ体制の構築

## おわりに

- ▶ 小規模市町村で生活する住民にとって、国の進める計画に沿った体制整備が行われることは、自治体規模や地域性による格差を緩和することになり、住民の生活の質の向上には大変重要です。
- ▶ しかし、住民への情報格差や、自治体規模による体制整備を求められる自治体の対応格差など、自治体の対応の平準化のためには、
- ▶ 会后見センターの運営をしながら、スケールメリットを生かして、成年後見センターを運営していきたいと考えています。
- ▶ 最後にこの場をお借りして、ここまでの経過の中で全国権利擁護支援ネットワークの会員の皆様にはたくさんのご助言、ご指導を惜しみなく頂戴しました、心より感謝いたします。今後ともよろしくお願い致します。

ご清聴ありがとうございました

2022年度日本財団助成事業 主催・ 全国権利擁護支援ネットワーク R5.3.1

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修in 福島

実践報告「権利擁護支援の取り組み」

そよ風ネットいわきの実践



特定非営利活動法人法人そよ風ネットいわき  
理事長 安藤 民子

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

# いわき市の概要

- 福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。



○人口：324,769人（R5.1.1）

○世帯数：141,381（R5.1.1）

○面積：1,232,51平方キロメートル（R4.10.1）※全国で12番目の広さ

○高齢化率：30.9%（R2）

○地域包括支援センター7か所・サブセンター2か所（委託）

○障害者相談センター5か所・基幹相談支援センター1か所（委託）

○いわき市権利擁護・成年後見センター1か所（直営）

# そよ風ネットいわきの概要

◇所在地 〒970-8026  
いわき市平字菱川町1番地の3  
いわき市社会福祉センター3階

◇登記設立 平成14年1月10日



# 設立の経緯



障がいのある方々の生活の場が、施設から地域へと移行する流れの中、1993年（H5）にいわき市で初めて知的障がい者のグループホームが作られた。以降、2001年（H13）までに70名を超える方々が、地域へ移行した。

その方々の財産管理については、それまで施設内で行っていたが管理する財産も高額になり、地域生活に移行する方も増え続けていた。そのため、当時の家族の会や施設関係者により、地域生活者の権利擁護を図りながら別組織で財産管理を行うこととなり、NPO法人そよ風ネットいわきが設立された。

設立当初は、知的障がいのある人（利用会員）の財産管理のみを行っていたが、成年後見制度を活用することが必要な人（遺産相続手続き）の親族から後見人候補者の依頼があり、平成15年度に法人後見として初めて受任することになった。

以降、行政や親族等からの依頼により、受任件数が増え、亡くなられた方を含めると、現在まで、113名の方を受任している。

# そよ風ネットいわきの目的及び事業



## 【目的】

いわき市内に居住している知的障がいのある人及び特別の事情を考慮することができるその他の障がいのある人等に対して、財産管理や成年後見制度等の権利擁護支援を行うことによって、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。



## 【事業】

1 財産管理事業

2 入院互助に関する事業

※知的障がい・発達障がいのある人の

少額短期健康総合保険「ぜんちのあんしん保険」

の加入手続き、保険金の受取り手続き等

3 福祉サービス利用援助事業

4 成年後見人等の受任に関する事業

# 【利用会員及び成年後見等受任】

(令和5年1月末現在)

## ◇利用会員 計205名

金銭管理や福祉サービス利用の支払いなどの援助を必要としている障がい等のある個人。

障がい等：知的185名、身体3名、精神6名  
認知症高齢者11名

生活の場：グループホーム156名、施設入所2名  
アパート29名、戸建て5名、長期入院2名  
家族5家族11名

## ◇成年後見人等の受任件数

計 88件

申立者：親族42名、市町村長43名、本人3名

類型別：後見 72件、保佐 15件、補助 1件

障がい等別：障がい者68名、認知症高齢者20名

生活の場：グループホーム26名、施設入所41名、  
単身6名（持ち家1名、アパート等5名）  
長期入院15名（内、精神科病院13名）

成年後見制度利用支援事業助成：17名（生活保護受給10名）

※基本的に市長申立案件で高齢者が対象

# 【財 源】



## 1 会費

- **利用会員**（入会金1万円、年会費48,000円）  
※預り金の額や利用回数、距離等に関係なく同じ会費  
※平成29年度より、生活保護受給の方は、入会金なし  
年会費24,000円に改定。
- **運営会員**（役職員、5,000円）
- **賛助会員**（個人一口3,000円、団体一口5,000円）

## 2 後見報酬（受任1年後以降）

## 3 いわき市より受託事業（H29年度～）

- いわき市権利擁護支援活動に係る機能強化事業

## 4 寄付

## 【組織・体制】

◇役員：13名

＜理事＞11名

弁護士、不動産鑑定士、大学教授、元県・市職員  
元福祉事業所所長、利用会員家族

＜監事＞2名

会社役員、元福祉事業所所長

※顧問：弁護士2名、税理士1名

◇職員：15名

常勤5名

事務職員2名、後見担当職員3名（社会福祉士）

パート職員10名

事務職員1名、後見担当職員2名（社会福祉士）

配達職員3名、法人後見支援員4名

## 【内部監査等】

### ◇業務監査の徹底

- 年2回 顧問税理士による利用会員・被後見人等の預り金監査及び法人の事業会計監査
- 監査員による内部監査(内部監査規程)

### ◇顧問弁護士による金銭トラブル等への対応

- 利用会員の経済的虐待や金銭のトラブル、法人後見の財産・不動産処分等についての相談・解決

# 【規程の制定】

日常的金銭管理業務の監査及び会計監査は、当初より顧問税理士により定期的に実施していたが、その他の業務及び組織の監査等は監査方法が確立していなかったため、内部監査方法確立のため以下の規程を制定

## ◇財産管理事務手続規程（平成15年）

平成20年～ISO認定コンサルタントの指導

## ◇個人情報管理規程（平成20年）

## ◇「利用者の声」管理規程（平成20年）

## ◇内部監査規程（平成20年）

## ◇組織・職務規程（平成20年）

## ◇文書管理規程（平成21年）

## ◇法人後見業務規程（平成22年）

## ◇特定個人情報取扱規程（平成28年）



## 【財産の保管・金銭管理・預り金報告・賠償保険】

- ◇利用会員、被後見人等の財産は、大手銀行の貸金庫にて保管。
- ◇利用会員の日常の金銭の出し入れは、本人の依頼により金銭出入依頼書で受け、入出金する。
- ◇顧問税理士の監査後、1年分の出納帳・預かり金証明書を利用会員へ直接報告。
- ◇賠償保険（損保ジャパン）加入
  - ※事業活動総合・動産総合保険
- ◇法人後見人賠償責任保険（損保ジャパン）加入



# いわき市権利擁護・成年後見センターとの連携

当法人が法人後見として初めて受任した当初は、成年後見制度が施行されて日が浅く、相談機関の担当者も不慣れで、市長申立案件の手続き等は、保健福祉センターのケースワーカーが苦勞して行っていた。受任する側も知識や経験不足で家庭裁判所の助言を受け行っていたのが実情。

そのような中、センター機能を持つ機関が必要との声が高まり、平成19年度に「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」が設置された。

その後、高齢者保健福祉計画への位置づけ、ワーキンググループの設置などを経て、平成26年4月に保健福祉課が担当部署となり、同年9月に「いわき市権利擁護・成年後見センター」が設置された。以下、当法人への依頼内容

## 【委員の委嘱】

### (1)いわき市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会

- 権利擁護に関する課題の共有、支援体制の構築等に関すること
- 成年後見制度の普及、利用促進等に関すること
- 虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関すること

## (2) 受任調整・個別検討部会委員の委嘱

- 市民後見人受任案件の適否、市民後見人候補者の選定及び関係機関等によるサポート体制の構築を図ること。
- 支援困難事例等への適切な助言により支援状況の改善を図ること

# 【いわき市権利擁護支援活動に係る機能強化事業】

(平成29年度より受託)

- (1) 福祉サービス利用援助事業に係る関係機関又は市民からの個別相談を行うこと
- (2) 成年後見制度の利用などによる障がい者等の権利擁護支援を行うこと
- (3) 市民後見人養成講座を修了した者のうち、法人後見支援員として活動する者に対する育成及び支援等を行うこと

※ (3) についての具体的な内容は次ページ

# ① 市民後見人養成講座修了者の受入れ

## ◇法人後見支援員



いわき市権利擁護・成年後見センター主催の市民後見人養成講座を修了し、市民後見人バンク登録した人の中から、当法人で、法人後見支援員（育成型）の受け入れを行っている。受け入れ期間は、2年以内。1期生3名、2期生2名、3期生2名（当法人のパート職員として雇用契約）

法人後見支援員の活動は、毎月2回（3時間）成年被後見人等を訪問し、本人の意思を丁寧に伺い、支援計画の作成、健康面や生活面等を把握し記録を取る等を行っている。

1期生3名のうち2名は、法人後見支援員終了後、市民後見人候補者となり、その後受任。(専門職との複数後見)1名は、当法人のパート職員として引き続き法人後見支援員として活動している。(市民後見人バンク登録辞退)

市民後見人バンク登録者は、活動を行いながら、権利擁護・成年後見センター主催のスキルアップ講座等も引き続き受けている。

市民後見人養成講座を修了した人の多くは、市民後見人バンク登録し、受任できるまで待機している形になるが、法人後見支援員として活動した人は、受任までのブランクが少なく、個人受任となってもスムーズに活動が行えている。

## ② 市民後見人の単独受任に受けての研修会を実施

いわき市では、令和2年度から市民後見人と専門職後見人が複数で受任しているケースの中で単独受任に移行可能と判断されるケースについて、市民後見人に対して単独受任に受けての実務研修を実施している。

内容としては、主に単独受任に移行した場合に必要な手続きや専門職後見人が担っている財産管理等について。

※近々、いわき市においてはじめて市民後見人の単独受任者が誕生する見込み。

# 入居・入所・葬送等支援事業

## 「特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき」

- ・地域包括支援センター・障害者相談支援事業の受託、デイサービスセンターつながる開所、身元引受（身元保証）事業の実施（H27～）

### (1) 事業の内容

#### ①入居保証

アパートや市営住宅等入居に際しての連帯保証（緊急連絡）

#### ②入所保証

高齢者又は障がい者施設入所に際しての身元引受

#### ③葬送等支援

- ・ご本人と事業者（葬祭事業者、墓地管理者）の契約仲介
- ・死亡時における事業者との連携、契約の執行確認



## (2)当法人における被後見人等への利用 について

- 入院時の身元引受人
- グループホーム入居及び死亡時の身元引受人
- グループホーム入居時の保証人
- サービス付き高齢者向け賃貸住宅入居時の保証人
- 有料老人ホーム入居時の保証人
- 賃貸アパートの入居時の保証人

以上のような後見人等では難しいケースについて契約している。

# おわりに



当法人が法人後見を受任し20年になります。

成年後見制度についての課題や見直し等について検討されていることも承知しています。決断を急ぎ求められる場面で本人の意思決定を本当に尊重できたのかと悩むこともあります。しかし、一方で、成年後見制度の活用により本人の権利擁護が図られ、身寄りがなかった方に最期まで寄り添うことができたのではと思える経験も多々ありました。

当法人では、判断能力が十分でない本人との契約による財産管理事業と法人後見の事業を行っていますが、『障害者権利条約と成年後見制度』についての動向を注視しながらも、本人の権利擁護の視点からどのような制度の活用が本人にとって望ましいのかを熟考し、より良い支援に繋げていきたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。